

事業運営上の留意事項

- ・主な指導事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
- ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する届出等について ・・・ 4～8
- ・介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項 ・・・・・・・・・・・・ 9～10
- ・認知症介護基礎研修・認知症介護実践者研修等のご案内 ・・・・・・・・ 11～12

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への指導事項等について

項目	確認事項	指摘内容
建物構造	<input type="radio"/> 届出されている図面内容と区画・用途が異なっていないか。	<ul style="list-style-type: none"> 届出されている図面内容と区画に変更があった場合は、変更届出書を提出してください <p>※サービス付き高齢者向け住宅においては、枚方市（住宅まちづくり課）に登録変更が必要か確認してください。</p>
職員の状況	<input type="radio"/> 有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の職員が昼夜を問わず1名以上常駐しているか。 <input type="radio"/> 併設する介護サービス事業所等と兼務する従業者の勤務時間が明確になっているか。 <input type="radio"/> 職場におけるハラスメントの周知について	<ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホーム等の施設職員と訪問介護事業所等の職員を兼務している従業者について、それぞれ従事している時間等が明確に分かるよう出勤簿等を整備し、有料老人ホーム等の施設職員として、日中・夜間帯を通じて1名以上常駐するようにしてください。 従業者の勤務状況について、作成された出勤簿とルート表等に整合性のない事例が見受けられたので、従業者の勤務状況が明確に確認できるよう整備してください。 ハラスメントの方針を明確化し、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること
契約書・管理規定等	<input type="radio"/> 個人情報保護について、入居者の情報等を適切に取り扱っているか。 <input type="radio"/> 入居者等の個人情報を利用する場合は、文書による同意を得ているか。 <input type="radio"/> （有料老人ホームのみ）財務諸表について、希望者が自由に閲覧できる体制となっているか。 <input type="radio"/> 管理規程、重要事項説明書、入居契約書等について、内容に相違はないか。 <input type="radio"/> 極度額を定めているか。	<ul style="list-style-type: none"> 面会受付簿等について、一覧の様式となっているので、個人情報の保護に配慮し、個票とするなどの工夫をしてください。 不特定多数の者が、入居者の病状や通院状況、介護保険サービスの利用状況等を知ることのできる状況が見受けられたため、入居者の個人情報については、適切な管理に努めてください。 入居者及びその家族の個人情報を利用する場合は、入居者及びその家族から文書による同意を得てください。 財務諸表について作成されているが、希望者が自由に閲覧できる体制でなかったので、希望者には閲覧可能な体制にしておいてください。 管理規程、重要事項説明書、入居契約書等の内容に変更があった場合は、適切に修正してください。 <p>※変更内容に応じて、変更届出書及び登録情報の変更の手続きが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。
運営懇談会及び非常時対応等	<input type="radio"/> 運営懇談会を適切な時期に実施しているか。 <input type="radio"/> 運営懇談会について、議事録が作成されているか。 <input type="radio"/> 運営懇談会の開催内容を、入居者及び家族等に報告しているか。 <input type="radio"/> 非常食について、備蓄されているか。 <input type="radio"/> 消防訓練及び避難訓練が適切に実施されているか。 <input type="radio"/> 消防訓練以外の避難訓練（水害・土砂災害・地震等）を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 運営懇談会については適切な時期に開催し、外部の者等との連携により事業運営の透明性を確保するとともに入居者の要望・意見を運営に反映させるよう努めてください。 運営懇談会を開催した際には、議事録を作成し、入居者及び家族等へ報告してください。 非常災害時における備蓄品（食料、医薬品、生活必需品）について入居者及び職員分を備蓄するよう検討してください。 消防法に基づき年2回は実施できるように取組をお願いします。また、実施した内容については、記録を残してください。 消防訓練以外の避難訓練について、枚方市防災マップを参考に該当する災害の避難訓練の実施をお願いします。
帳簿の保存状況及びサービス提供・料金	<input type="radio"/> 預り金等の管理状況について、預り金規程を整備し、適正に保管しているか。 <input type="radio"/> 預り金等の管理状況について、内部牽制機能を整備しているか。 <input type="radio"/> 預り金等の管理状況について、定期的に確認及び入居者、家族への報告を行っているか。 <input type="radio"/> 安否確認・状況把握・生活相談サービス等、入居者に必要なサービスを適切に実施しているか。 <input type="radio"/> 安否確認・生活相談等のサービスの内容及び入居者の状況等を正確に記録し、適切に保管しているか。 <input type="radio"/> 協力医療機関との連携状況について、適切に記録しているか。 <input type="radio"/> 医薬品等は、施錠された場所で管理されているか。 <input type="radio"/> 入居者に対し、定期健康診断の機会を確保しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、通帳、現金等の預かりについては、預り金規程を整備し、利用者又はその家族の依頼により管理を行うものとしてください。 また、依頼承諾は書面にて行うものとし、適切に保管してください。 預り金・印鑑の保管責任者の分離や施設長による定期的な検査等を行い、内部牽制体制を確立してください。 費用発生の有無に関わらず、入居者にサービスを供与している場合は、適切に記録してください。 安否確認等について、重要事項説明書の記載事項と実際の実施状況に相違があったため、適切に実施したことが確認できるよう、記録してください。また、安否確認の回数や内容を変更する場合は、重要事項説明書等を適切に修正してください。 安否確認・生活相談等を入居者に提供した場合は、提供したサービスの内容、入居者の状況等を正確に記録し、適正に保管してください。 医師の指示に基づくサービスの実施状況についても記録し、入居者の心身の状況やサービスの実施状況等については、当該主治医に報告するなど適切に連携し、その内容についても記録を残してください。 医薬品の管理については、施錠できる場所にて保管してください。 入居者の健康保持のため適切な措置として、入居者が定期的に健康診断を受診できる機会を設けてください。

事故発生時の対応及び衛生管理	<p>○事故発生の内容を正確に記録し、保管しているか。 ○発生した事故について、市町村に報告が必要な場合は適切に報告しているか。 ○入居者の誤飲防止のため、適切な対応は取られているか。 ○清潔・不潔物を明確に区分しているか。 ○汚物処理室等では感染症防止対策を講じているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の記録について、様式は整備されているが、終結までの記録となっていたいなかったため、発生した事故に対しては適切に記録し、今後のサービス提供に活かしてください。 ・「枚方市における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅での事故発生時の報告等の取扱い」に従い、枚方市（福祉指導監査課）へ事故報告書の提出をお願いします。 ・事故発生記録について、誤薬に関する事例が複数見受けられたので、服薬管理に関する服薬方法の改善等、安全性を確保するために必要な処置を講じてください。 ・誤飲予防の観点から、掲示物等については、誤飲のおそれのある小さなマグネットの使用は控えてください。 ・複数の共用トイレ、脱衣所、洗濯室等に洗剤が置かれていたため、誤飲防止の観点から適切な保管を行ってください。 ・倉庫内に清潔用品と不潔用品（ダンボール等）が混在していたので、明確に区分して保管してください。 ・汚物処理を行う場所として、脱衣所に汚物流しを設置されており、洗浄時に水滴が飛散し、感染する可能性があるため、感染防止対策としてカーテンやパーテーション等で仕切ることができる工夫をお願いします。
マニュアル・研修状況	<p>○定期的な研修が実施されているか。 ○サービス提供に必要なマニュアル等が整備されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の資質向上のための研修が実施されていなかったので、定期的に実施してください。 ・施設を運営するにあたって必要と考えられるマニュアル（身体的拘束等の適正化、虐待防止、災害（火災・地震・風水害）対策、感染症対策、食中毒対策、事故防止、苦情処理等）を備えるとともに、職員に周知徹底を図るようにしてください。

枚方市からの情報提供について

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置・運営事業者の方々に対して、法令改正、通知、各種手続き（設置届出、変更届出等）、及び指導・研修会資料などを、本市ホームページに掲載しています。

つきましては、次に記載のホームページを適宜ご確認ください。

【高齢者福祉施設事業者向け情報のページ】

○有料老人ホームや介護保険施設等向けに重要なお知らせなど掲載しています。

※枚方市ホームページ内の「ページ番号検索」をクリックし、検索欄に「9347」と入力し検索してください。

【枚方市ホームページURL】 <https://www.city.hirakata.osaka.jp>



【有料老人ホームの設置・変更・廃止等の届出に関するページ】

○設置運営指導指針、各種届出様式など掲載しています。

枚方市ホームページURL】 <https://www.city.hirakata.osaka.jp>



【サービス付き高齢者向け住宅事業登録後の手続きに関するページ】

○情報提供システムへのリンクと、登録システムの入力内容以外の変更の場合の届出様式などを掲載しています。

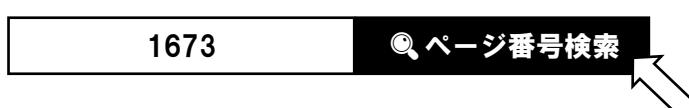
【枚方市ホームページURL】 <https://www.city.hirakata.osaka.jp>



【有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅指導・研修会に関するページ】

○指導・研修会の資料や開催の案内など掲載しています。

【枚方市ホームページURL】 <https://www.city.hirakata.osaka.jp>

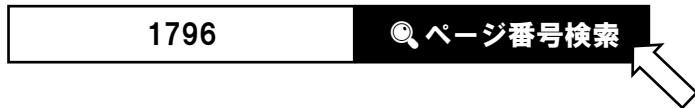


【サービス提供に係る自主点検表に関するページ】

○老人福祉法及び枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針を基に作成した自主点検表を掲示しています。定期的に、事業運営状況等について点検をお願いします。

【枚方市ホームページURL】 <https://www.city.hirakata.osaka.jp>

(有料老人ホーム)



(有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅)



変更届出について（有料老人ホーム）

設置届出書の提出後、届出事項に変更が生じましたら、変更届を提出していただきます。届出の方法や必要な書類などは本市のホームページに「有料老人ホーム変更届提出書類一覧」を掲載していますので、確認のうえ手続きを行ってください。

また、介護付有料老人ホームについては、有料老人ホームの変更届とは別に特定施設入居者生活介護としての変更届が必要な場合もありますので、本市のホームページにて手続き方法等を確認してください。

★特定施設入居者生活介護に関するホームページ

【枚方市ホームページURL】 <https://www.city.hirakata.osaka.jp>

2991

◎ページ番号検索



廃止・休止届出について（有料老人ホーム）

有料老人ホームの廃止・休止については、利用者への影響が非常に大きいので、早い段階から福祉指導監査課と協議を行ってください。廃止・休止の届出に関して、本市ホームページに「有料老人ホームを廃止・休止するにあたって」と届出様式を掲載していますが、まずは電話で日時をご予約のうえ、福祉指導監査課にお越しください。

なお、介護付有料老人ホームを廃止・休止するにあたっては、必ず事前に健康福祉政策課との協議を行ってください。

【廃止・休止に関する問合せ先・来庁日時の予約】

福祉指導監査課 介護事業者係

電話：072-841-1468（直通）

【介護付有料老人ホームの廃止・休止に関する事前協議】

健康福祉政策課

電話：072-841-1369（直通）

サービス付き高齢者向け住宅について

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているもののうち、有料老人ホームにも該当する施設につきましては指針の適用を受けますが、老人福祉法に規定する届出（設置届出、変更の届出、休止・廃止の届出）は不要です。サービス付き高齢者向け住宅には5年ごとの更新の登録がありますので、遺漏なく手続きを行ってください。

【サービス付き高齢者向け住宅の登録や届出に関する問合せ先】

住宅まちづくり課

電話：072-841-1478（直通）

情報開示について（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）

老人福祉法の規定により、有料老人ホームの設置者及びサービス付き高齢者向け住宅の登録事業者は情報開示が義務付けられています。次の事項について適切な対応をお願いします。

（1）有料老人ホームの運営に関する情報

入居者又は入居しようとする方に、入居契約書及び重要事項説明書を書面により交付してください。

（2）枚方市への報告

枚方市では、各有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の情報を本市のホームページで公表しています。各有料老人ホームは、年に1回以上「重要事項説明書」を提出していただく必要があります。毎年6月末頃に通知しますので、7月1日現在のものを7月15日までに提出してください。

事故発生時の報告について（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）

万が一事故等が発生した場合は、「枚方市における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅での事故発生時の報告等の取扱い（以下「取扱い」という。）」により、速やかに報告してください。取扱いや事故報告書の様式は本市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

★事故発生時の報告に関するホームページ

【枚方市ホームページURL】 <https://www.city.hirakata.osaka.jp>

28666

④ページ番号検索



住所地特例について（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）

介護保険では、住所地の市町村の保険者となるのが原則ですが、介護保険施設等に入所するために住所を異動した場合、引き続き異動前の住所地の市町村が保険者となるのが「住所地特例」で、介護保険施設等の所在市町村の介護保険財政の負担が大きくなること等を防止するための制度です。

この介護保険施設等に「有料老人ホーム」及び「有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅」も該当しますので、これらに入居するために枚方市外から枚方市に転入された方については、保険者への手続きが必要です。

また、住所地特例対象の入居者が退居されるなど、住所地特例対象入居者の異動に際し必要な手続きについては、保険者に確認してください。

【住所地特例に関する枚方市の問合せ先】

保険年金課 資格係

電話：072-841-1403（直通）

介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項

令和7年6月

介護職員が喀痰吸引・経管栄養を実施するには資格が必要です。

事業者登録・従事者登録ができているかご確認ください。

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護職員による特定行為（以下、喀痰吸引等）を実施する場合には、利用者の安全のため、次の点に注意し、適切に実施してください。

1. 介護職員に認められる特定行為とは

- ◎喀痰吸引（口腔内の吸引、鼻腔内の吸引、気管カニューレ内部の吸引）
- ◎経管栄養（経鼻経管栄養、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養）

2. 喀痰吸引等を実施できる介護職員

- ◎登録研修機関等において一定の研修を受け、都道府県による認定を受けた職員
- ◎公益財団法人社会福祉振興・試験センターで喀痰吸引等の登録を行った介護福祉士

※特別養護老人ホーム等における経過措置による認定者は、胃ろうによる経管栄養の接続・注入はできませんのでご注意ください。

これから認定証申請を予定している方への留意事項

研修が修了しても、認定証の発行があるまでは行為はできません。

※申請は余裕をもって行ってください。

3. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）

- ◎喀痰吸引等行為を実施する場合は、事業者登録が必要です
- ◎社会福祉士及び介護福祉士法に定められた要件に従って実施する必要があります

～よくある指摘事項～

- ・業務方法書に定めている委員会について実施できていない
- ・業務方法書に定めている研修について実施できていない
- ・必要な変更届出がされていない（従事者名簿や事業所住所など）

喀痰吸引等の実施に当たっては、適正な業務運営がなされるよう、定期的（年1回以上）に自主点検を行ってください。
詳しくは大阪府のホームページを御覧ください。

【注意喚起・自主点検（事業者ページ）】

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090100/koreishisetsu/tankyuin_futokutei/05jigoushatennkenn.html

これから事業者登録を予定している事業者への留意事項

事業者登録申請日当日の喀痰吸引は原則実施できません。
※必要な体制書類等を準備し、余裕をもって申請してください。

用語説明

◎登録喀痰吸引等事業者

介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者で、介護福祉士に対する実地研修が実施できる事業者

◎登録特定行為従事者

認定特定行為業務従事者（都道府県による認定を受けた介護職員）が喀痰吸引等を行う事業者

【お問い合わせ窓口（高齢者福祉サービスに関するもの）】

大阪府福祉部高齢介護室施設指導グループ 喀痰吸引等担当

TEL:06-6944-7203



介護事業所長の皆様へ

大阪府認知症介護基礎研修等のご案内

©2014 大阪府もずやん

介護に直接携わるすべての職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方について、認知症介護基礎研修を受講することが令和3年4月から義務付けられ、令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了しました。介護サービス事業所は同年4月1日より、対象者の受講についてご対応をお願いします。

また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係の資格を有さない者に限る）に対する受講の義務付けについては、採用後1年間の猶予期間が設けられ、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています。

◆認知症介護基礎研修とは

- ・認知症の人への介護に求められる基本的な理解や対応方法を習得するための研修です。
- ・大阪府では e ラーニングによる研修形式を導入しており、パソコンやスマートフォン等で24時間いつでも受講可能です。

◆対象者

- ・府内に所在するすべての介護サービス事業所〔無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く〕において、介護に直接携わる職員の方全員です。

但し、以下の受講義務が免除となる方は受講対象外です。

【受講義務が免除となる方】

○次のいずれかの資格を有している。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、福祉用具専門員、歯科衛生士

○次のいずれかの条件に該当する。

- ・認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症介護に係る研修を修了した者
- ・養成施設で認知症に係る科目を受講した者（卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できること。）
- ・福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者（卒業証明書が確認できること。）

◆受講方法について

申込方法や受講の流れなどについては、大阪府HPをご覧いただき、指定研修法人の
申し込み用URLより直接お申込みください。

[大阪府HP 認知症介護基礎研修について](#)⇒



◆問い合わせ先

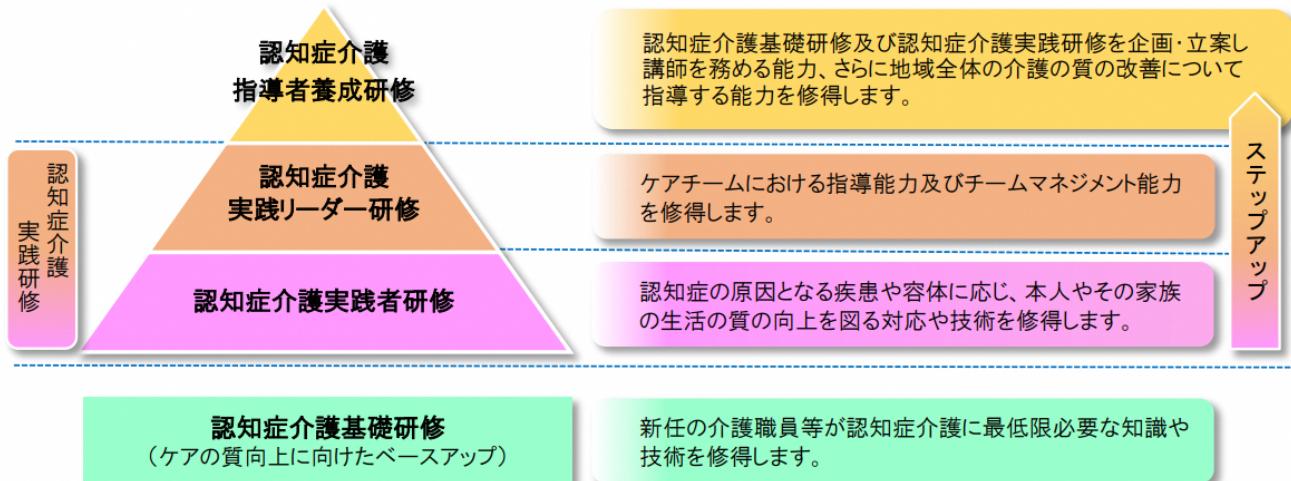
大阪府 福祉部 高齢介護室 介護支援課 認知症・医介連携グループ
電話：06-6944-7098

裏面あり

認知症介護実践者研修等のご案内

大阪府では、介護職員等に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施しています。介護事業所職員の積極的な受講をご検討下さい。※認知症専門ケア加算の算定要件の1つでもある『認知症ケアに関する専門的研修等』に該当するものもあります。

【認知症介護実践者等養成事業の構造】



図引用：認知症介護研究・研修センター「認知症介護指導者養成研修」パンフレット

◆認知症介護実践者研修（6日間の講義・演習＋4週間の現場実習）

研修受講要件は、「介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等で、認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね2年程度の実務経験を有する者」です。

◆認知症介護実践リーダー研修（7日間の講義・演習＋4週間の現場実習）

研修受講要件は、「介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等で、介護保険施設・事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有する者であり、かつ、ケアチームのリーダーまたはリーダーになることが予定されるものであって、実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了し1年以上経過している者」です。

詳しくは、大阪府HP「介護従事者の方向け研修情報」にある、認知症実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）のページをご覧ください。

[大阪府 HP 認知症実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）について⇒](#)



◆認知症介護指導者養成研修

大阪府が実施する認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる方を養成することを目的とした研修です。

詳しくは、大阪府HP「介護従事者の方向け研修情報」にある、認知症介護指導者研修のページをご覧ください。

[大阪府 HP 認知症介護指導者研修について⇒](#)

